

5	原則停止	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論を含む）。	履修登録はオンラインで行なう。アドバイザーとの面談は対面では行わない。	学内施設を使用した研究活動は原則として禁止する。大学機能の最低限の維持のために、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを可能とする。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止。 ※事前の申請が必要	全面禁止	原則として全寮を閉鎖し、すべての在寮生に学外への退去を要請する。ただし、日本国内に家族・親族等が居住しておらず、退去後の居住場所が確保できない学生については、別途対応を検討することがある。	原則禁止	全面禁止	全面禁止	オンライン会議のみ。全てのイベントは延期又は中止する。	出勤が必要なキャンパスの保安・保全・業務管理上必要最小限の業務以外は、原則在宅勤務とする。
---	------	-------------------------	-------------------------------------	--	------	--	------	------	------	-----------------------------	---

* 学外者への施設貸出はステージ0のみ許可する。

** オンライン授業に切り替える場合

①感染者が発生した授業のみ：

ハイブリッド授業または対面授業において、対面で授業に参加している学生または教員から感染者が1名でも発生した場合、当該授業をオンライン授業に切り替える。

②全授業：

対面で授業に参加している学生または教員から複数名の感染者が発生し、その影響で感染した者の数が10名（目安）を超えた場合、または状況を総合的に判断して、全授業をオンライン授業に切り替える。

同時に、2週間の全学閉鎖を実行する（原則としてキャンパス内関係者の全面退去）。

学生寮の一部／全面閉鎖に関しては、学生寮のガイドラインに従う。

<行動制限レベルの設定及び措置について>

1. 行動制限レベルの設定は、国内全体並びに首都圏における感染の拡大状況・収束状況並びに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。

2. 行動制限レベルの判断については、本指針を参考として、大学において決定する。これに伴う具体的な措置・対応並びに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、関係機関において審議・決定する。
なお、行動制限レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがある。

3. 学内で感染者が発生した場合などは、この行動指針にかかわらず、都道府県等の衛生主管部局（保健所等）からの要請に基づいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがある。